

第2回 飯 南 町 議 会 定 例 会 会 議 録 (第3日)

令和5年3月10日(金曜日)

議事日程(第2号)

令和5年3月10日 午前9時開議

日 程 第 1 一般質問

本日の会議に付した事件

日 程 第 1 一般質問

出席議員(10名)

1 番	早 樋 徹 雄	2 番	伊 藤 好 晴
3 番	熊 谷 兼 樹	4 番	内 藤 眞 一
5 番	高 橋 英 次	6 番	安 部 誠 也
7 番	景 山 登 美 男	8 番	安 部 丘
9 番	平 石 玲 児	10 番	戸 谷 ひ と み

欠席議員(なし)

欠 員(なし)

事務局出席職員職氏名

議 会 事 務 局 長 高 木 ゆ か り 書 記 山 内 孝 之

説明のため出席した者の職氏名

町 長	塚 原 隆 昭	副 町 長	奥 田 弘 樹
教 育 長	大 谷 哲 也	教 育 次 長	石 飛 幹 祐
総 務 課 長	那 須 忠 巳	防災危機管理室長	長 島 淳 二
		基 幹 支 所 長	和 田 真 一
まちづくり推進課長	藤 原 清 伸	まちづくり推進課 総 括 監	門 脇 貴 子
産 業 振 興 課 長	植 田 勉	産業振興課総括監	藤 原 一 也
保 健 福 祉 課 長	小 玉 千 恵	福 祉 事 務 所 長	安 部 農
住 民 課 長	永 井 あ け み	建 設 課 長	森 山 篤
病 院 事 務 長	高 橋 克 裕	代 表 監 査 委 員	那 須 照 男

欠席した職員の氏名

会 計 管 理 者 那 須 和 博

午前9時00分開議

○議長（早樋 徹雄） おはようございます。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

なお、那須会計管理者においては、公務のため欠席届が出ております。

日程第1 一般質問

○議長（早樋 徹雄） 日程第1、一般質問を行います。

会議規則第61条第2項に基づく質問の通告がありますので、受付順に発言を許します。はじめに、4番、内藤眞一議員。

○4番（内藤 眞一） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 4番、内藤眞一議員。

○4番（内藤 眞一） 4番。

おはようございます。トルコシリア大地震で被災された方々に心からお見舞いを申し上げます。今週に入り、春らしい天気が続くようになってまいりました。心配していた大雪も、大雪にはならなくて胸をなでおろしたところでした。たまたま私はなっていませんが、花粉症の方には大変な年のようにです。どうぞおだいじにしてください。

さて、今日は、最初に地震も含め防災について伺いたいと思います。

先日の町長の所信表明では、6月4日に3年ぶりの防災訓練が計画されており、ほっとしたところでした。この質問は、時期としては適当とは思いませんが、次回の6月定例会時では、時として梅雨入りをして大雨も降っているということがないとも限りません。準備していても周知等が遅くなることもありうると思ったので、今回少し早いのですが、防災はいつ考えてもいいと思い伺うことにしました。

1) 町広報紙「いいなん」で、1月から国土交通省の「気象防災アドバイザー」を務めておいでになる「堀江安男」さんに「飯南町の気象防災アドバイザー」を委嘱されました。そのような専門官にアドバイスをいただき町民の安全を守っていただくことは大変いいことです。個人情報として問題のない範囲で経歴等を伺いたいと思います。

2) 依頼している業務内容はどのような内容でしょうか。

3) どのようなルートで誰が問合せをするのですか。それとも状況により情報発信して下さるのでしょうか。

4) 伺った情報は誰がどのようなルートで町民に伝達するのでしょうか。

5) 連絡回線が途絶えたときの対応はどう考えておいででしょうか。

6) 警報等発令時には退避等指示がされますが、誰が何処へどのように退避するのか決まっているのでしょうか。

7) 高齢者等手助けの必要な方の避難は、自治区任せの状態ではありませんか。

8) ハザードマップ、避難目安等最低配布されていますが、町民は理解ができていますか。その確認はとれていますか。

9) 防災訓練の予定はいつになるのですか。梅雨明け後では間に合わないのではと心配していましたが、これは先ほど言いましたように町長の所信表明では6月4日ということで、ほっとしたところでした。

以上、私は今、梅雨の降雨出水を重点に伺っています。もちろん台風そして大雪についても災害という点では同様ですが、これらの情報はテレビ等を見ていれば事前にわかることが多く、事前準備なり対応はある程度出来ると思うのです。ところが梅雨の集中豪雨は、予報はよくなったものの、発令されるのは突然です。

町民の皆様には事前に情報収集、避難する手順、連絡手順等々を周知し準備していただいた方がいいかと思ったのです。

今日この場ですべての答えを聞こうとは思っていません。最初に申し上げましたとおり6月4日の防災訓練に間に合えばよく、それ以前かもわからない降雨出水や地震等に間に合い、災害が無いことを願うためです。町長の方針等を伺いたいと思います。

○議長（早樋 徹雄） 4番、内藤議員の質問に対する答弁を求めます。

○町長（塚原 隆昭） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 塚原町長。

○町長（塚原 隆昭） 番外。

おはようございます。最初に内藤議員から、防災について8つのご質問いただきました。一つずつお答えさせていただきます。

はじめに、本年1月4日に、本町の気象防災アドバイザーを委嘱させていただきました堀江さんの経歴についてです。堀江さんは、昭和48年から平成26年までの41年間、松江、広島、大阪、京都の気象台に勤務され、防災業務課長や広域防災管理官などに就かれ、気象業務のほか防災業務にも精通しておられます。また、退職後の平成27年4月からの2年間は、NHKの「しまねッと610」において、毎週金曜日に週間天気予報解説などを担当されていました。そして令和3年12月に国土交通大臣から気象防災アドバイザーの委嘱を受けられ、令和4年6月には雲南市の気象防災アドバイザーの委嘱を受けておられます。

続きまして、2番目です。気象防災アドバイザーに依頼している業務内容はどのような内容か、というご質問であります。依頼している内容は、気象防災アドバイザー設置要綱に基づきまして3つあります。

1つは「気象情報及び災害対応に関する助言」、2つ目が「平時における町職員等に対する研修」、そして3つ目が「警報発表時などに町対策本部へ刻々と変化する気象情報の詳細説明や気象予測等に関する助言」、主にこの3つを業務内容として依頼しております。

次に、3つ目。どのようなルートで誰が問い合わせをするのか、というご質問であります。

堀江アドバイザーからの情報につきましては、防災危機管理室にその情報をお送りいただいております。平時は1日1回程度のメールで気象情報をお送りいただいております。警報発表時などは状況により1日に数回、多い日には10回程度のメールや電話により気象情報の解説や今後の気象予測などの資料の提供を受けています。

それから4つ目です。町民への情報伝達方法についての質問です。

こちらは、町民への伝達方法は、その情報を提供を受けた気象情報を参考に、防災危機管理室から音声告知放送により注意喚起等を行っております。

また、必要に応じて各課へも情報を共有しております。今シーズン2回の大雪警報が発令されましたが、その際は学校の休校など、今後の対応への参考にしたところでございます。

5つ目ですが、災害時に連絡回線が途絶えたときの対応についてのご質問です。

情報収集については、島根県総合防災情報システム、これは携帯回線であります。や、島根県防災行政無線、これは衛星電話対応となっております。そして、個人の携帯電話、そして新年度に整備を今考えております衛星携帯電話などを活用してまいります。

また、避難情報などの情報発信については、防災行政無線により屋外スピーカーからの放送や携帯電話のエリアメールなどを活用します。

6つ目ですが、避難指示等を発令した場合に、誰が何処へどのように避難するのか決まっているのか、というご質問であります。

直近では、令和元年6月に防災訓練を実施しております。基本的には、その際に避難された施設へ避難いただきたいと思います。令和2年の土砂災害特別警戒区域、これはレッドゾーンですが、これまでのイエローゾーンに重ねて、レッドゾーンが指定されましたが、その指定がございましたので、避難所の一部変更をしております。これは4カ所変更しております。4カ所は、石次自治会館。これは赤来中学校へお願いしたいと思います。それから小田木工等創作研修館。これは小田体育館の方へ。そして琴引集会所は、保健福祉センター。西集会所は、谷川南公民館ということで、4カ所については、避難先が変わってまいりますので、今回実施いたします防災訓練でそのへんは徹底してまいりたいと思います。

また、安全な場所にある親戚や友人知人宅への避難や外出時などは最寄りの避難所へ、本来の避難所までたどり着けないということがありますので、最寄りの避難所へ避難していただくこともあろうかと思っております。

7 番目です。高齢者等支援が必要な方の避難は自治区任せになってはいないか。ということでもあります。

このことにつきまして、避難時に支援が必要な介護認定、これは要支援、要介護ですが、受けておられる方につきましては、担当のケアマネジャーにおきまして、個別の避難行動計画、これは支援者が家族であったり、地域、また施設、中には記載がない方もいらっしゃると思います。この避難行動計画を作成いただいていますので、その計画に基づき避難をしていただくことになります。計画によりましては、その施設の送迎により施設の方へ避難していただくこともございます。

そして、自治会長や組長の方には、支援が必要な方が自分の情報を自治会に提供することにご同意いただいた名簿、これは、避難行動要支援者台帳、防災訓練の時よく活用いたしますが、この台帳をお渡ししています。役場職員は、やはり避難時に個々の方に対応することは、なかなかできませんので、自治会等に協力をお願いするしかありません。地域の実情をよく理解されておられる住民の皆様の共助によりまして、地区内の避難にご協力をいただきたいと思います。なお、改めて地区内で支援方法などを検討いただく場合は、参考資料の提供など、これは、他地区のいろいろな事例もありますので、そうした事例紹介とか、職員の参加など、行政も一緒になって要支援者の避難について取り組んでまいりたいと考えております。

最後です。ハザードマップは町民に理解されているか。そしてその確認がとれているかというご質問であります。最新のハザードマップにつきましては、令和3年4月に全世帯に配布していますし、現在町のホームページにも掲載しております。近年は、町全体の防災訓練がコロナ禍でできなかったこともありまして、公民館や自治区単位での防災訓練や研修を行っており、その際にもこのハザードマップのことは説明しています。また、自治会長や組長の方などにも参加いただいておりますので、地区内での災害時の対応について、話し合いなどを行っていただくようお願いしております。したがってハザードマップについては、町としてはある程度の理解や確認はできているんじゃないかと思っております。

ただ、議員からもございました、今度6月4日、町全体の防災訓練を実施する予定にしておりますので、その中でも、ハザードマップについても、多くの方にご理解いただけるような訓練、そうしたことを工夫してまいりたいと考えております。

以上で終わります。

○4 番（内藤 眞一） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 4 番、内藤眞一議員の質問を許します。

○4 番（内藤 眞一） 4 番。

お答えをいただきました。決して私、問題があるとは思っておりませんが、前回の訓練から4年も経っておりますので、いろんな点で誰も一緒ですが、忘れたり、「そうだったいの」ということはある話ですので、当日までに周知できることはしておいていただ

ければなど。町長や防災担当さんはみんなご存じですけども、誰もが知っているとは限りませんので、一つそこらへんの周知をして（聞き取り不能）私は必要かいなと思ったところです。

次の質問に移ります。先の 12 月定例会において職員の定年等に関する条例の改正が提出され、私たち議会も議決したところです。そこで定年延長後の仕事場について伺いたいと思います。

その時の説明では、地域のためにボランティア休暇を取って、地域のお仕事を手伝うとありましたが、休暇ではなく業務としてお願いしたいものだと思うのです。

町民が減少する一方である上に、高齢者ばかりになっている集落状況はご存じのとおりです。集落営農がいつまでできるか危惧しておいで集落もあります。そこでこの定年延長を機会に、これら職員時代に培われた能力を活用させていただければと思ったところです。

具体的に言えば、自治区長・副自治区長・民生委員・必要のつど計画される各種委員等を担っていただければ、随分地域は助かると思うのです。状況や流れがわかっている人が対応すれば、理解力も伝達力も違うし、それぞれ持っている業務が計画通り進められると思うのです。

たとえば農業で「明日は雨が降るというから今日のうちに稲刈りがしたいが、今日は自治区長会があるから無理だ。2 日ほど遅れるが仕方がない」と延ばされることになるのです。これら自治区の業務を担っていただければ、自治区で仕事をなさっている方は安心して稲刈り業務に専念できるというものです。

これは一つの例ですが、農作業をする方は天気が最も重要なことです。この時間を手助けいただければとっても有難いことです。

まだ決まっていないのですが、これから条例として決めていただく「島根県職員の制度改正に準じて」と、いつも説明されますが、町独自の条例があってもいいのかと考えますがいかがでしょうか。国が決め、県が決め、それに従って町も決める。これが本当に地域に密着している行政かと思うところです。

もちろん、法律で決まっていることが簡単に変えられるとは思っていませんが、このような機会に、役場職員として頑張ってこられた方のその能力を活用させていただかない手はないと思うのです。

こういう条例改正ができる機会はいつもあるわけではありません。町職員上限 100 名と決めているのも条例と思います。定年延長予定者は毎年 1 ～ 2 名とわずかな人数です。しかし、人件費が増加していくことには間違いありません。県の制度改正に準じてというように手抜きでなく、わが飯南町で困っている部分を埋めることはできないのか真剣に検討していただきたいと思います。

いくら事前通告と言っても県に準じてとの答えでない限り、今日すぐに答えがもらえらると思いません。施行は 4 月 1 日からかもわかりませんが、条例制定・改正まで

4月1日でなくてもいいのかと考えます。町長には、町民が「町民の気持ちになって考えてくれた」と思っただけのような条例制定を検討いただきたいと思います。いかがでしょうか。

○議長（早樋 徹雄） 答弁を求めます。

○町長（塚原 隆昭） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 塚原町長。

○町長（塚原 隆昭） 番外。

続いて、定年延長後の職員の活躍についての質問いただきました。

はじめに、職員の定年延長につきましては、地方公務員法の改正により、これまで60歳定年としていました年齢が、本年4月から2年ごとに1歳ずつ段階的に引き上げられ、8年後の令和13年から、その定年年齢が一般職員は65歳、医師は70歳となるよう改正されたものです。

これは、人口減少、人材不足など、高齢社会を見据えた働き手確保対策と、長年培ったその経験と知識を活かすための制度でありまして、具体的には昭和42年生まれ以前の職員が該当し、本町では一般職員9名と、医師1名が段階的引き上げ定年の範囲内に在職しております。

ご質問の中で、ボランティア休暇ということの議員の方から言われました。これは、新たな制度として、高齢者、これは55歳以上が該当となりますが、高齢者部分休業制度が設けられ、多様な働き方を認めるため、例えば議員からご提案がありましたように、地域の必要とされる業務に一時的に従事する事も可能となっておりますが、先ほど高齢者部分休業制度で従事した場合は、無給の扱いになります。ご指摘のとおり、ボランティアとなるわけです。

議員からは、具体例として、自治区長、そして民生委員といった各種委員を例に挙げて、ご提案もいただいたところで、もちろん、役場職員としては、地域の住民に寄り添い、住民のために、地域のために汗を流すことは当然の責務と認識しております。

自治区長や民生委員につきましては、これまで地方公務員法であったり、それから民生委員法、また町の条例ですね。等において、その就任に縛りがあったところでございます。令和2年の地方公務員法の改正によりまして、その解釈が柔軟となりまして、必ずしも「就けない職」としての認識に変化がっております。

しかしながら、実務上は、短時間勤務雇用、会計年度任用職員、こうしたフルタイムでない短時間の職員おりますが、そうした方は多少可能性もあると思いますが、常勤職員であれば、勤務時間中に自治区長としての仕事であったり、担当地区の民生委員の活動を行うことは事実上、なかなか困難だと思っております。

そして、定年延長期間の職員も、常勤職員として勤務時間中は職務を遂行しております。現在、自治区長ではありませんが、副自治区長であったり自治会長、これは実務上可能でありますし、実際に就任もしております。その職に就いております。

そうした職員も数多く、これまでも過去にもあっておりますし、今もございます。
それで、自治会長、自治区長の下の自治会長や組長ですね、その事務局や会計であったり、そうした実務的なことを担っている例は多く、その他で言いますと、いろんな役職がございます。PTA会長であったり、保護者会長、地域の福祉会、そして営農組織などの事務局として任務を担っております。少しでも地域の力となっていると私は思っておりますし、今、定年延長期間の話ですが、退職後も、やはりこれまでできなかった地域への恩返しとして、こうした役職に就いて欲しいと思っております。

このようなことから、独自の条例制定につきましては行わず、現行法令、そして条例・規則の中で、これまでどおり柔軟に対応していきたいと考えております。

議員ご指摘の趣旨は、私も賛同するところでございますので、実務的に、職員の枠を超え地域の力となるよう職員にもそのことは申し伝え、この町が、地域が、持続的に運営できるよう取り組んでまいりたいと考えております。

○4番（内藤 眞一） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 4番、内藤眞一議員。

○4番（内藤 眞一） 4番。

お答えいただきました。終わりますが、町長おっしゃったのは、そういうふうな条例の改正は行わないということでしたので、別に行われなくても構いませんが、ひとつおっしゃっていたように住民のために、町民のために変えられるところは変えてほしい。別にどうしても変えてくださいとは私言いませんが、こういう機会でない、ものを変えることはできないんですよ。だからこのタイミングで変えることができるものを、ひとつ検討いただきたいというふうに思ってますので、もう今、お答えをいただいたので、もう変える気はないんでしょうが、私はまだ1年経っても構わないと思うんです。ここはうちの町では必要だなというところは、ひとつ検討いただきたいということをお願いをして終わりたいと思います。

○議長（早樋 徹雄） 答弁はいりませんか。暫時休憩をいたします。

午前9時29分休憩

.....
午前9時29分再開

○議長（早樋 徹雄） 本会議を再開いたします。

4番、内藤眞一議員の質問は終わりました。

.....
○議長（早樋 徹雄） 一般質問を続けます。2番、伊藤好晴議員。

○2番（伊藤 好晴） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 2番、伊藤好晴議員。

○2番（伊藤 好晴） はい、2番。

おはようございます。今日は、2つの点につきまして町長に質問通告をしております。順次質問してまいりますので、答弁をよろしくお願いいたします。

最初に新型コロナ感染症に対する対策であります。島根県内で初めて新型コロナウイルスの感染者が確認された2020年4月9日からまもなく3年が経過します。

本年2月28日時点で、これまで県内では、累計で16万4,203人の感染が確認されております。本町においては、2021年、令和3年12月まで0を更新し続けておりましたけれども、同年12月に1名の感染が確認され、市町村別の発表が最終となる昨年9月までに418人の感染が発表されております。町民の1割近くが感染したことになります。それ以後は、市町村別の発表がなく、不明であります。この最近見ますと、町内の医療機関での感染発表は非常に低い数値をたどっております。

さて、現在感染法上の分類が「2類相当」に指定されております新型コロナウイルスですが、5月8日からは季節性インフルエンザと同じ「5類」に引き下げられます。また3月13日から、マスク着用が個人の判断に委ねられるのは周知のとおりであります。このところ、感染者の発生が極めて少ない状況が続いておりますけれども、油断をすると多数発生する、そういうことが心配されます。国は、今月上旬に具体的な方針を示すと言っておりましたが、現時点でどのような内容なのか私にはまだ聞こえてきておりません。

マスクをやめることによって、無症状の人が周囲の人々にコロナウイルスを拡散させる機会が増えることは、当然予想されます。そのため感染者の数が増えて、今の「第8波」を大きく超える波が来ると考えられます。重症化率が低いといっても、感染者数が増えれば重症者数も増えるため、70歳以上のコロナ患者が多数病院に押し掛ける。そういうことも推測されます。医療提供体制ですが、大きく3つに分けられると考えております。

この質問では、今後、対応がどのように変わっていくのかを中心に質問いたします。

まず一番心配される医療提供体制であります。5月8日以降、すべての医療機関で新型コロナウイルス感染が疑われる患者を断ることなく対応することが求められることになると思いますが、飯南病院での対応はどうなりますでしょうか。お答えください。

○議長（早樋 徹雄） 2番、伊藤好晴議員の質問に対する答弁を求めます。

○町長（塚原 隆昭） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 塚原町長。

○町長（塚原 隆昭） 番外。

伊藤議員から、今後の新型コロナウイルス感染症対策について質問いただきました。

繰り返しになりますが、住民の皆さんもご承知と思いますが、今月13日からは、「マス

ク着用の考え方」が見直され、また、５月８日から、感染症法の「２類相当」であったものが「５類」へ位置づけに変更になります。

今、医療機関、飯南病院がどうなるかというご質問でございます。飯南病院は、これまで指定されていた診療・検査医療機関から切り替わりまして、広く一般的な医療機関による対応への移行となります。そうしたことで、そうした患者を全て受け入れるということでございます。なお、飯南病院におきましては、引き続き感染対策の徹底と地域の皆さんの安心安全を第一に考え、これまでの経験を踏まえながら適切な対応をとってまいりたいと考えております。

○２番（伊藤 好晴） 議長。

○議長（早樋 徹雄） ２番、伊藤議員の質問を許します。

○２番（伊藤 好晴） はい、２番。

答弁いただきましたけれども、答えになっていないと思うんですよ。これまで飯南病院は、発熱外来。後ろのほうで受付て検査をしておられますけども、そこまでやって陰性の場合、院内でまた治療を受けられると。ところが、陽性の場合、もう帰れと。おうちに帰るか、私もかかったんですが、私の場合には基礎疾患がありますので、病院を紹介するからそちらに入院してくれと。それでこの場からも帰ってくださいと言われました。

ただ今回から、発熱外来はあっても、そこでコロナと診断されても、何とかしなくちゃならないということじゃないんですか。そこは完全に変わってくると思いますけども、どうなるのでしょうか。

○議長（早樋 徹雄） ２番、伊藤議員の質問に対する答弁を求めます。

○町長（塚原 隆昭） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 塚原町長。

○町長（塚原 隆昭） 番外。

再質問と言いますか、質問をいただきましたが、私がさっき言いました一般の医療体制を担うということですが、現行の診療を基本に、今詳細については、これからの検討になるということで、お答えさせていただきます。

○２番（伊藤 好晴） 議長。

○議長（早樋 徹雄） ２番、伊藤議員の質問を許します。

○２番（伊藤 好晴） はい、２番。

先ほども私申し上げましたけれども、国がまだ基本的な対応のところを発表していない時点ですので、なかなか町としての具体的な対策を持ってないというのは、わかります。ですから国が具体的な方針を発表したら、直ちに飯南病院では一般患者と新型コロナウイルスの患者とどういうふうに分けて対応していくのかを決めて、早急に町民の前に明らかにしていただきたいというふうに思っております。

それで、同じようなことになりますけれども、さっき言いましたのは、外来での適切

な処置であります。飯南病院でこれから新型コロナの患者、基礎疾患がある人とか、そういう重症化リスクのある人を入院させて治療するという方針がまだ出ていませんのでわかりませんが、もし飯南病院の病床では無理だという場合には、他の医療機関との調整が必要となります。そこらへんは、どういうふうにお考えですか。

○議長（早樋 徹雄） 2番、伊藤議員の質問に対する答弁を求めます。

○町長（塚原 隆昭） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 塚原町長。

○町長（塚原 隆昭） 番外。

次に、外来の診療のことで。まあ入院調整のことで。入院調整についての質問をいただきました。飯南病院も病床は確保しておりますが、実際に今までのことを言いますが、これまで陽性者の入院はございませんでした。それは、他の医療機関に受け入れていただいていたということでございます。

5類移行後は、飯南病院での受け入れ、入院の受け入れを行っていくことになると思いますので、こちらにつきましても、状況に応じて必要な感染対策を実施しながら、対応していかなければならないと思っております。状況によっては、うちの病院だけで収容しきれない場合につきましては、他の医療機関との入院調整などが必要となってくることがございますが、こちらにつきましては、保健所や雲南医療圏の医療機関と連携を取りながら、円滑な入院調整に努めてまいります。

○2番（伊藤 好晴） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 2番、伊藤議員の質問を許します。

○2番（伊藤 好晴） はい、2番。

飯南病院で、新型コロナウイルス感染症の患者の入院を受け付けるということが明らかになりました。それで、問題は48床しか無いわけです。そのうち、今、平均的な病床使用率60数%ぐらいではないかと思っておりますが、そうすると残りが3割から4割の間しか残っていないわけですね。そうすると完全に一般の病床と分けてやるわけですから、当然使用能力が48床あったにしても、それ全部使うわけにいかないということになりますので。私、心配してますのが、新型コロナの患者を受け入れることによって、一般の患者をですね、一般病床に入院したくても出来ないような状況が起きると。これを心配しておりますが、そんな心配はありませんか。

○議長（早樋 徹雄） 2番、伊藤議員の質問に対する答弁を求めます。

○町長（塚原 隆昭） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 塚原町長。

○町長（塚原 隆昭） 番外。

飯南病院48床ということで、一般の入院患者への影響が出ないかということでの再質問でございますが、先ほども申しましたが、収容しきれない場合は、他の医療機関へのお願いということで入院調整をしております。中でのどういうふうな形で今後陽性者

を受け入れるかということとは、当然これ、位置づけが、そもそもが季節性のインフルエンザと同じ対応となつてまいりますので、そのへんは病院におきまして適切に考えていただくということであります。

○2番（伊藤 好晴） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 2番、伊藤議員の質問を許します。

○2番（伊藤 好晴） はい、2番。

医療関係で最後になりますけれども、高齢者の施設がたくさんございます。そこでの発症というのは当然考えておかなくはいけませんけれども、そこらへんはどういうふうな対応をしていけるのか。今までもあったかもしれませんが、おそらく大変な苦勞をして施設の職員は病気を克服してきたというふうに考えております。そのところで、この5類になるとさらに大変になってくるのではないかと考えておりますけれども、そこらへんで高齢者福祉施設へ町として支援ができる、そういう中身というのは考えておられますか。

○議長（早樋 徹雄） 2番、伊藤議員の質問に対する答弁を求めます。

○町長（塚原 隆昭） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 塚原町長。

○町長（塚原 隆昭） 番外。

続きまして、高齢者施設への対応方法ということで、特に町としてのどういった対応をとっていくのかということであります。

最初に、町内高齢者施設などに今後の対応をまずお聞きいたしましたが、どの施設におきましても、当面は、ほぼこれまで通りの対応を行っていきたいとのこととあります。感染リスクや重症化リスクの高い高齢者に対しまして、適切に対応いただいているところでありまして、あらためて感謝申し上げる次第であります。

そして、町といたしまして、これは保健福祉課におきまして福祉施設協議会と情報共有を行っておりますし、飯南病院でも各施設の嘱託医、協力医療機関として、これまでと同様の連携をとってまいります。

○2番（伊藤 好晴） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 2番、伊藤議員の質問を許します。

○2番（伊藤 好晴） はい、2番。

答弁いただきました。今、国の方針を示すと言って、まだ示していないでしょ。そういう段階でありますので、町長からも『こうしますよ。』というところは、なかなか言えなかったというふうに理解して聞いておりました。それは致し方ないことですが、やはり、ひとつそこらへんは国の方針が確定しましたら、直ちに対応を検討していただいて、特に住民の負担が増えないように、それから病院の職員の仕事が過酷にならないような、そういう手立てを執っていただきたいと思いますので。あとはですね、政府の方針が示されたのちにしたいと思います。

次に飲食店への対応であります。

これまでは、第三者認証制度がありまして、「ステッカーが貼ってある店はしっかり対策しています」という目安がありました。この13日にマスク着用が個人の判断に委ねられることが基本になります。それに伴って「食事中以外のマスク着用を推奨」という文言が感染予防の基準から削除されることになると思います。

「5類」移行のタイミングで「第三者認証制度」も廃止されるということも聞いております。初めて感染者が県内で発見されてから3年になるこの時点で、感染対策についても今後、新たな段階を迎えると考えております。マスクをやめることによって、無症状の人が周囲の人々に新型コロナウイルスを拡散される機会が増える。これは先ほど申し上げました。これを防止する対策が求められます。この点での飲食店などに対する指導・援助を考えておられますか。おたずねします。

○議長（早樋 徹雄） 2番、伊藤議員の質問に対する答弁を求めます。

○町長（塚原 隆昭） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 塚原町長。

○町長（塚原 隆昭） 番外。

続きまして、この5類移行後の飲食店などの対応についてご質問をいただきました。現在、「5類」への移行に伴いまして、議員からも説明いただきました「島根県新型コロナウイルス対策認証店認証制度」及び「各業界団体が作成するガイドライン」は廃止になる予定と聞いております。

それで、町が指定管理施設をしております飲食店やその他の施設につきましては、3月13日から当分の間、職員のマスクの着用、これはお願いをしております。そして、今後の感染状況がどうなるか、なかなかわかりませんが、町内、県内において感染が拡大する場合におきましては、島根県そして近隣の自治体の対応も踏まえまして、適切に対応してまいりたいと考えております。なかなかはっきりしたことは申せませんが、こうした職員側はきちんとマスクを着用ということで、当面の間そうした対応をとってまいりたいと思っております。

○2番（伊藤 好晴） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 2番、伊藤議員の質問を許します。

○2番（伊藤 好晴） はい、2番。

なかなかですね、明快な答弁をもらえなくて、あれなんです、いずれにしても不特定多数で密になっているということ。それから重症化リスクの高い人がいる時。それから基礎疾患があるなど不安を持っている人がいる時。こういう場合には、マスクの着用が求められると私は考えております。この問題につきましては、町として啓発を続けるということが感染の再拡大を防止することにつながると考えています。それから、これまで推奨してきましたうがい・手洗いなどと合わせて、町民の意識の喚起に努める、これが町としての大きな使命になるんじゃないかと思っておりますが、そこらへんの考

え方をお聞きして、この質問を終わりたいと思います。

○議長（早樋 徹雄） 2 番、伊藤議員の質問に対する答弁を求めます。

○町長（塚原 隆昭） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 塚原町長。

○町長（塚原 隆昭） 番外。

次にマスクの着用について、ご質問をいただきました。

マスクの着用につきましては、只今議員から 3 つの場面をお示しいただきました。国におきましては、重症化リスクの高い方への感染を防ぐために、4 つの場面でのマスク着用が効果的であると推奨されております。その 4 つとは何か。一つ目は、医療機関受診時。そして 2 つ目は、重症化リスクが高い方が多く入院とか生活する医療機関や高齢者施設等への訪問時。そして 3 つ目は、混雑したバス等へ乗車する時。そして 4 つ目は、コロナウイルスの流行期に重症化リスクの高い方が混雑した場所へ行く時。これがマスクの着用を推奨されております。

このマスクの着用の考え方の見直し後においても「人と人との距離の確保」、そして「手洗いなどの手指衛生」、また「換気」など基本的な感染対策は、引き続き励行するよう求められております。

町といたしましては、昨日の夜から、今朝もですが告知放送でマスクの着用のルールの見直しについてお知らせをしました。マスクの着用は基本的には個人の判断に委ねられることとなりますが、マスクの着用が先ほど申しました推奨される場面におきましては、マスクの着用を引き続きしていただきたいと思っておりますし、この基本的な感染対策こちらについてもお願いしたいと考えております。

それで、町職員のことであります。役場へ来庁される方への職員の対応につきまして、重症化リスクの高い方をはじめ来庁者の感染リスクの低減と職場内での感染拡大防止のため、3 月 13 日以降も当分の間マスクを着用することとしております。

この見直しの考え方につきましては、今月の自治区長会でも説明し、マスク着用が推奨される場面などが記載されたリーフレットを全戸配布する予定としております。

役場もこれまでは必ず入庁時にマスク着用の貼り紙等してございましたが、それはもう剥がしております。基本的にはマスクは個人の判断ということでもありますから、強制はできませんので、そうした掲示は取っております。

町民の皆様におかれましても、病院受診時などにはマスクを着用いただき、また、感染。ご自身が感染の不安がある方は、引き続きマスクの着用をお願いしたいと思っております。以上です。

○2 番（伊藤 好晴） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 2 番、伊藤議員の質問を許します。

○2 番（伊藤 好晴） はい、2 番。

この質問で終わりますと言いましたけれども、先日、小学生を持つ保護者の方からご

連絡がありました。内容は、「13 日からマスク着用が個人の裁量に任されます。まだ学校からは何事も通知がないので、どうなるのか心配しています。調べて教えてください。」
こういう内容でありました。小中学校での対応については、今回の質問通告で通告しておりません。それは、この連絡は質問通告の締め切りが終わった後で（連絡を）いただきましたので、通告ができずにおりました。通告外の質問であります、議長の許可をいただいて教育長にご答弁をいただければと思っております。如何でございましょう。

○議長（早樋 徹雄） 暫時休憩します。

午前 9 時 5 7 分休憩

午前 9 時 5 8 分再開

○議長（早樋 徹雄） 本会議を再開いたします。

2 番、伊藤議員の質問に対する答弁を求めます。

○教育長（大谷 哲也） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 大谷教育長。

○教育長（大谷 哲也） 番外。

学校からのお知らせということ。保護者の皆さんがご心配しておられるというご質問でございました。学校におけるマスク着用の考え方の変更につきましては、適用日が 4 月 1 日からとなっております、先ほど来、話が出ております日にちとちょっとずれております。そういったことで保護者の皆さんにも不安があるかと思っております。

住民等への周知については先ほど町長が説明したとおりでございますけれども、近日中に学校を通じて保護者の皆様に連絡をさせていただきたいと思っておりますし、あわせて新学期に備えていきたいと考えております。

○2 番（伊藤 好晴） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 2 番、伊藤議員の質問を許します。

○2 番（伊藤 好晴） はい、2 番。

通告にない質問に答えていただき、ありがとうございました。

次の質問に移ります。今、国が進めようとしております軍費拡大についてであります。

私は、日本の安全保障や軍事政策が第 2 次世界大戦での敗戦以降、最も重大な変化の最中だというふうに捉えております。岸田政権は「国家安全保障戦略」「国家防衛戦略」「防衛力整備計画」、この「安保 3 文書」を改定し、「専守防衛」の原則を放棄して、いわゆる「反撃能力」を解禁するとともに N A T O、北大西洋条約機構の基準と合わせ、防衛予算を国内総生産の 2 % にまで拡大、大幅に増額しました。これは「日本国憲法」の平和主義理念に背くものであり、軍事大国への道を再び歩むという危険なシグナルを発したものと考えております。大軍拡・大增税で町民の暮らしと憲法・平和が壊される

政治を進めるのではなくて、9条を活かした外交こそ進める立場で3つの点についてお答えいただきたいと思います。

先ほど申しましたように、岸田自公政権は、「戦争国家づくり」に向け危険な新たな段階に踏み出しました。自公は敵基地攻撃能力の保有に合意し、閣議決定し、軍事費2倍化へ5年間で総額43兆円にもなる大軍拡。しかも5年で終わりではなく10年後まで軍拡を明言しております。

その財源は増税で1兆円強を確保する計画ですが、他のものは一時的なもので、最終的に消費税増税に行きつくのは必至ではないかと思っております。また「歳出改革」も柱の一つとされ、年金削減・75歳以上の医療窓口負担の2倍化に続く、介護の利用料の原則2割負担への引き上げなど社会保障費の大幅削減が行われようとしております。

最初に、大軍拡・大增税は町民の暮らしを壊すことに繋がりますが、町長の認識を伺います。

○議長（早樋 徹雄） 2番、伊藤議員の質問に対する答弁を求めます。

○町長（塚原 隆昭） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 塚原町長。

○町長（塚原 隆昭） 番外。

岸田政権のこの大軍拡・大增税についてのご質問をいただきました。そしてこの認識をとということでございます。

議員からもございましたこの「安保3文書」に基づき、軍事費を拡大していくということで昨年の12月16日に閣議決定されたところであります。

私の基本的な考えといいますか思いですが、私としましては、近年の中国による急速な軍事力の増強や北朝鮮により繰り返される弾道ミサイルの発射、そしてロシアによるウクライナ侵攻などに非常に脅威を感じているところではありますが、この国の安全保障をどう確保するかということは、やはり国際情勢などを総合的に勘案して、政府において判断される事柄であると考えております

そして、この防衛費の増額、今GDPの2%のことで言われました。この財源につきましては、国において国民にしっかりと丁寧な説明をし、広く合意を得る、そうしたことも重要ではないかと考えております。

○2番（伊藤 好晴） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 2番、伊藤議員の質問を許します。

○2番（伊藤 好晴） はい、2番。

「敵基地攻撃能力」の保有は、政府が戦後一貫して述べてきた「相手国に攻撃的な脅威を与えるような兵器を保有することは憲法上できない」との解釈を覆す、明白な憲法違反であり立憲主義の破壊だと考えております。

自民党などは「自分の国は自分で守る」と繰り返しておりますが、敵基地攻撃能力を持てば、集団的自衛権の行使を一部認めた安保法制の下で、日本への武力攻撃がなくて

もアメリカが海外で戦争を始めたら一緒に相手国に攻め込むことになりまして、報復攻撃を招きます。日本を守るどころか、戦火を呼び込むのが敵基地攻撃能力の保有だと考えます。どうお考えでしょうか

どうしたら戦争を起こさないアジアを築くことができるでしょうか。戦争を避け平和を築くには、軍事ブロックなど排他的な対応ではなくて、地域の全ての国を包み込む包摂的な枠組みと、それを実現するための平和外交こそ重要だと思います。ロシアのウクライナ侵略や北朝鮮のミサイル発射は国連憲章・国際法違反で断じて許されることはありません。これに対し軍事ブロックで対応すれば軍事対軍事の悪循環に陥り緊張を高めるばかりであります。昨年の11月のアジア政党国際会議、この会議で日本共産党は包摂的な枠組みを提案し、「ブロック政治を回避することの重要性を強調し、競争よりも協力を強調」と明記し、平和の大道を発信する画期的なイスタンブール宣言が採択されました。国内外で戦争をさせない共同を大いに広げ、発展させることこそが重要だと考えています。

戦争か平和かの岐路を迎えている今、本町の行動も問われると考えます。第2次世界大戦の折には、地方自治体は国の出先機関でした。町村役場も国に住民情報を提供、赤紙を発行し、住民を戦場に送る役割を担いました。その反省から「二度と赤紙は配らない。」これが戦後の自治体職員の合言葉となって、憲法に地方自治が書き込まれました。このように理解しております。

本町には、例外なき核兵器の即時廃絶と恒久平和を世界に呼び掛ける「非核平和都市宣言」があります。それに基づき、昨年3月にはロシアのウクライナ侵略に対し、町議会は抗議文を議決し、関係部署に送付しています。

町長は、町民の生命・財産を守る使命を負い、非核平和都市宣言を持つ自治体の長として、町民の暮らしと憲法・平和を壊す岸田政権の軍事費2倍化と敵基地攻撃能力の保有に反対すべきだと考えますが、いかがでしょうか。答弁を求めます。

○議長（早樋 徹雄） 2番、伊藤議員の質問に対する答弁を求めます。

○町長（塚原 隆昭） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 塚原町長。

○町長（塚原 隆昭） 番外。

続きまして、質問をいただきました。

この町民の。町長は町民の生命や財産を守る使命を負い、ということで町長としての考え方、そしてこの軍事費2倍化、敵基地攻撃能力の保有について反対すべきではないかというご質問であります。

最初に申し上げますが、私も本当にこうした国が発展していく中で過去の経験、戦争の経験も踏まえ、今こうした各国が軍事費を拡大して争いが続いているというのは本当に残念でなりません。ただ、大昔ですね、やはり民族というのは領地を広げ食料を確保していく、そうしたことで人というのはやはり今もしていくんだなというのは、つく

づく感じております。

そうした中で先ほども申し上げましたが、この国の安全保障をどう確保するのかということは、国際情勢などを総合的に勘案して、政府において判断される事柄であると考えております。また、国の平和を守る政策につきましては、国でしっかりと議論され、責任を持って対処されることだと考えております。

飯南町は、先ほど議員からもございました核兵器の廃絶と恒久平和を願う主旨で令和2年3月に「非核平和の町」宣言をしております。この防衛力の強化についての賛否、そして防衛費の財源はどうするのか、どのような事態において反撃攻撃を行うかなど、やはり国においてしっかりと国民に対して丁寧な説明をした上で、(説明を)されると思います。その中で判断してまいりたいと考えております。

○2番(伊藤 好晴) 議長。

○議長(早樋 徹雄) 2番、伊藤議員の質問を許します。

○2番(伊藤 好晴) はい、2番。

質問に対しては、政府に下駄を預けるような答弁で処理したというふうに思っていますが、やっぱり地方自治体として今の情勢をどう考えるのかと。国が決めたらやるんですか。そこなんですよ問題はね。ですから町として、この問題にはこうだという理論を持っていただきたいとは思っています。「お上がやるから、もうしょうがないわね。」と言ってこの前の戦争があったわけです。それを反省するんだったら、独自で考え方を持つ必要があるというふうに思っております。このことについては、お返事をいただくなくて結構ですが、そういうことを念頭に町政にあたっていただきたい。このことを申し上げます。

最後になります。他の自治体が平和を求める、そういった動きがたくさん出ております。報道によりますと、市民の後押しで昨年6月に区長になられた東京杉並区の岸本区長、この人は新たに全国首長九条の会の呼びかけ人になっておられます。首長九条の会は「住民の生命・財産を守る首長の責務を自覚し、戦争放棄と戦力不保持、交戦権の否認を定めた憲法9条を全力で守ること」を目的として全国の首長・元首長126人が現在参加していらっしゃいます。杉並区長のように、全国首長九条の会に参加をして、戦争をさせない運動に合流していただきたいと思います。いかがでしょうか。答弁を求めてこの質問を終わりたいと思います。

○議長(早樋 徹雄) 2番、伊藤議員の質問に対する答弁を求めます。

○町長(塚原 隆昭) 議長。

○議長(早樋 徹雄) 塚原町長。

○町長(塚原 隆昭) 番外。

先ほど、議員のほうから国の言いなりではいけないということで、もちろん私も考えは持っております。戦争はもちろん反対で、肯定する人はいないと思います。それで自国を守るための防衛というのは必要だと思っておりますし、私としては、一番は町民の

生命や財産をしっかりとどう守っていくのかが使命だと思っております。

そうした中で今、全国首長九条の会への参加について、合流してはどうかということでのご質問になります。私も今、質問をいただきまして、どういう会なのかということでは少しわかりましたが、この会につきましては、憲法第9条、これをを全力で守るために、守ることを目的にされた首長等の集まりであります。私も存在は十分にまだわかっていないところもありますので、今のところは参加は考えておりません。

○2番（伊藤 好晴） 終わります。

○議長（早樋 徹雄） 2番、伊藤好晴議員の質問は終わりました。

○議長（早樋 徹雄） ここで休憩をいたします。

本会議の再開は、議場の時計で10時30分といたします。

午前10時16分休憩

.....

午前10時30分再開

○議長（早樋 徹雄） 本会議を再開いたします。一般質問を続けます。

10番、戸谷ひとみ議員。

○10番（戸谷 ひとみ） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 10番、戸谷ひとみ議員。

○10番（戸谷 ひとみ） 10番。

子ども達が戻って来たい住みたいと思える町を目指しています、戸谷ひとみです。

まずは、地域おこし協力隊について質問します。地域おこし協力隊とは、都市地域から過疎地域等の条件不利地域に住民票を異動し、生活の拠点を移した者を地方公共団体が「地域おこし協力隊員」として委嘱。隊員は、一定期間地域に居住して、地域ブランドや地場産品の開発・販売・PRなどの地域おこしの支援や農林水産業への従事、住民の生活支援などの「地域協力活動」を行いながら、その地域への定住・定着を図る取組です。令和2年8月に総務省地域力創造グループ 地域自立応援課が出した「地域おこし協力隊の受入れに関する手引き（第4版）」にあるチェック項目を参考にした質問をします。

隊員は行政内部でも様々な部署との連携が必要です。そのためにも行政内部で町長も含めて、「地域おこし協力隊とは何か」「どういう活動が想定されるか」「人員補填として捉えていないか」「部署をまたいだ活動ができないか」などについて十分説明し、共通認識を持つことが重要です。地域おこし協力隊の意義や狙いをどのように考えていますか。そして、それを行政内部で十分共有できていますか。

「地域おこし協力隊なんだから、何でもしてくれる」と受入地域や団体は思っています

んか。ただの人員補填になっていませんか。広く受入地域や団体の中で、地域おこし協力隊の趣旨・目的に理解があるか確認することが重要です。例えば、事前に地域づくりに関する勉強会を開くなど、受入地域や団体の中で共通認識を持つ必要があります。受入地域や団体は地域おこし協力隊の趣旨・目的を十分理解していますか。現在受入地域や団体になっていないところへの協力隊制度の説明や提案は、どのようにされていますか。以上の4つの点についてお伺いします。

○議長（早樋 徹雄） 10 番、戸谷議員の質問に対する答弁を求めます。

○町長（塚原 隆昭） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 塚原町長。

○町長（塚原 隆昭） 番外。

戸谷議員から地域おこし協力隊に関して、4つの点についての質問をいただきました。最初にこの協力隊についての制度につきましては、議員のほうからご説明がありましたので繰り返しません。

最初に「地域おこし協力隊の意義や狙い」についてということです。協力隊には地域の担い手となり、そして都会からの「新しい風」これを吹き入れ、そして様々な活動をとおして地域の元気づくりに協力いただける方、こうした方にお越しいただきたいと考えております。その上で、協力隊が受け入れていただいた地域に馴染んでいただき、任期が終了した後もそこへ住んでいただく、住み続けていただくことで人口増加につながるわけで、そうしたことも期待しておるところでございます。

二つ目の質問は「行政内部での共有」であります。そして先ほどの私の言いました考えを踏まえまして、本町では協力隊の任務といたしまして4つございます。一つは、農林業の応援・従事、そして環境保全活動。三つ目が地域おこしの提案と実践、四つ目が地域活動への参加及び参画、これを掲げております。それでこの協力隊の制度は、出来てから久しくなります。定着している制度として、各課において共有されていると考えております。

三つ目ですが、「受入れ地域や団体は地域おこし協力隊の趣旨・目的を十分に理解しているか」ということでございます。協力隊を募集する際に、その受入地域や団体には制度説明をしっかり行っておりますし、受入地域や団体との協議の上で協力隊の募集要項を作成しております。それぞれで要項が変わってきておりますので、そのへんはしっかりと事前に話し合いながら要項も作っております。そうした上で募集もしておりますし、面接の際は、町の担当職員と一緒に受入地域や団体の代表者も立ち会って、採用に至っております。それで、具体的な活動内容につきましては、受入団体そして受入地域によって異なることから、協力隊によっては、他の協力隊と比較して多少不満、そうしたことを抱かれることもあるかもしれません。制度に対する「受け入れ側の理解度」これを高めることも重要ですが、協力隊ご自身が業務内容に疑問を抱くような事案があると思われた場合には、やはり相互に十分な話し合いの中で、改善していただくことも大事だと

思っております。これまでも、なかなか受入側と協力隊で当事者間で解決に至らないようなこともありました。町が間に入りまして、双方へ理解していただいた、そうしたケースもございます。

四つ目の「現在、受入地域や団体になっていないところへの協力隊制度の説明や提案」ということであります。このことにつきましては、先ほど申しました制度については、定着してきていると思ひまして、特には行っておりません。基本的には、相談があった際に対応する形で進めております。以上です。

○10 番（戸谷 ひとみ） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 10 番、戸谷議員の質問を許します。

○10 番（戸谷 ひとみ） 10 番。

隊員の活動が円滑に実施されるよう、報償費等以外の活動に要する経費も含めて予算計上を検討することが重要です。また、予算計上がある場合でも、その活用範囲や活用方法について、行政の事前の説明不足によるトラブルが見られます。隊員の受入時には十分な説明をし、活動開始後にも必要に応じて相談の機会を設けることが必要です。

飯南町は車社会です。一方、都会から来る隊員の中には車を持っていない人もいます。インターネットで「協力隊 車」というキーワードで検索すると、車を持っていない協力隊に月額 2,500 円でプライベートで使用可能な公用車を貸し出している自治体もありました。また、秋田県にかほ市では地域おこし協力隊自家用車両運行管理規程を設けて、隊員の自己所有車や隊員が契約しているリース車を隊員活動で使う場合、車両借上料を支給しています。このような工夫をして協力隊制度を充実させることは、協力隊に応募する人、言い換えると移住希望者を増やすことにも繋がると思います。車の件も含め、隊員の活動に要する経費について十分に検討されていますか。お伺いします。

○議長（早樋 徹雄） 10 番、戸谷議員の質問に対する答弁を求めます。

○町長（塚原 隆昭） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 塚原町長。

○町長（塚原 隆昭） 番外。

続いて、「協力隊の活動に要する経費これが十分に検討されているか」とのご質問でございます。議員からは、特に車両についての事例説明をいただきました。こちらのほうについて少し答弁させていただきます。

協力隊の使用する車両に関する支援につきまして、今申しました他の事例がいろいろござい。あるということで紹介をいただきました。本町にも、（協力隊が）活動する車両につきましては、規定が定められております。「飯南町地域おこし活動車両貸与規程」ということでございます。これを定めておりまして、協力隊に貸与する公用車の使用範囲、これを定めております。主な使用につきましては、受け入れ先での活動だけでなく、協力隊として参加する地域活動での使用、これについては、状況も確認して使用すること

ができるよう許可しております。

自治体によりまして、様々な解釈や方針があると思いますが、私としては、本町で所有する公用車につきましては、町が責任を持って整備、そして維持管理しております。本町の一般職員がプライベートで公用車を使うことは現在認めておりませんし、協力隊以外の移住者に公用車を貸し出しする制度也没有ありません。そうしたことから、協力隊の活動に必要な経費や業務以外での支援につきましては、慎重に精査し、予算計上や制度化を図っていく必要があると考えておりますが、議員から紹介いただきました車両貸与の事例など、他の自治体の取組については、今後、研究してまいりたいと考えております。

今、特にこの車両に関してのことを申しましたが、のちの質問で他の活動経費については、ご質問をされると思いますので、このへんで留めさせていただきます。

○10 番（戸谷 ひとみ） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 10 番、戸谷議員の質問を許します。

○10 番（戸谷 ひとみ） 10 番。

活動の中で隊員の活動報告を定期的に受け、疑問や問題提起に応えることは問題を未然に防ぐ上で重要です。受入直後の隊員と受入地域や団体をつなぐ支援、つまり受入地域のキーパーソンや人間関係の紹介などや、生活上の小さな悩みへの対応など様々なサポートが活動の成果を高めます。受入自治体のみならず、受入地域の地域づくり団体やキーパーソンも含めた隊員へのサポート体制を充実させる必要があります。また、必要に応じて他の地域で活動する隊員との交流の機会も重要です。受入地域や団体には、こうした地域外での活動の意義についても十分に説明する必要があります。受入自治体やそれ以外の主体による隊員へのサポート体制はありますか。お伺いします。

○議長（早樋 徹雄） 10 番、戸谷議員の質問に対する答弁を求めます。

○町長（塚原 隆昭） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 塚原町長。

○町長（塚原 隆昭） 番外。

続いて、「受け入れ自治体やそれ以外の主体による隊員へのサポート体制」についてご質問をいただきました。

飯南町で受け入れております協力隊は、現時点で会計年度任用職員の身分によって採用し、本町、あるいは受入地域・団体へ派遣する形で行っております。このことから、基本的には、担当課が日々の業務について状況を把握し、適宜、助言や指導等を行っており、協力隊は毎月、活動報告を提出いただいております、業務日誌という形で報告いただいております、私も確認しております。

協力隊の生活の相談につきましては、総合的な窓口としては、まちづくり推進課が担っており、日々の生活に関する困りごと等の相談支援を行っておりますが、町内にも NPO がございます。NPO 法人里山コミッションでは、まちづくりの中間支援として、移

住者の相談支援や情報交換の場、そうした場を提供されているとお聞きしております。受入地域や団体におかれましても、相談に乗っていただく方、まあキーパーソンということではありました。当然そうした方がいらっしゃいます

また、国や県から提供される協力隊の研修、交流イベントなどいろいろありますが、これは随時、情報提供を行っており、コロナ禍ではありましたが、ここ数年は開催できていないものもありましたが、定期的に情報交換会とかは開催しております。ちょっと今はそれが出来ていませんが、毎月の時もありましたし、四半期ごとであったり、そうした形で今は不定期となっていますが、開催しております。関心のある協力隊には、こうした研修等参加いただいておりますので、受入地域や団体へ協力隊の活動の意義についても、理解いただきまして、そうした活動に送り出していただけるのではないかと考えております。

○10 番（戸谷 ひとみ） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 10 番、戸谷議員の質問を許します。

○10 番（戸谷 ひとみ） 10 番。

地方への新たな人の流れを創出するため、地域おこし協力隊を更に推進することが重要であることから、令和 8 年度までに現役隊員数を 1 万名とすることを目標として、各段階での隊員・受入自治体双方に対するサポートの充実が図られていますので少し紹介します。

隊員の募集等に要する経費の財政措置、1 団体 300 万円を上限。外部人材の活用を促進し、各自治体の募集の企画力を強化するとともに、隊員のミッション等を具体化することで、ミスマッチの防止を図るなどの目的があります。

隊員の日々のサポートに要する経費の財政措置、1 団体 200 万円を上限。市町村単位でのきめ細かいサポート体制の確保を促進し、隊員の孤立を防止し、各自治体における任期途中の退任者を減らしたり、受入自治体職員の負担軽減を図るなどの目的があります。

また、地域おこし協力隊として活動する前に、一定の期間、地域協力活動を体験し、受入地域や団体とのマッチングを図る「おためし地域おこし協力隊」という施策は令和元年度より実施されていますが、飯南町では行われていません。この施策は、住民との交流を含む 2 泊 3 日以上地域協力活動の体験プログラムを実施するものです。

そして、隊員としての実際の活動や生活がより具体的にイメージできるよう、2 週間から 3 カ月、実際の地域おこし協力隊と同様の活動に従事してもらう「地域おこし協力隊インターン」も新たに創設されていますが、これも飯南町では行われていません。さらに、任期後の隊員が定住するための空き家の改修に要する経費の半分を支援するものも創設されています。

このように地域おこし協力隊に関する国の支援が強化されていますが、全てを役場職員で対応するのは大変な負担だと思います。そこで、役場職員の負担を減らし協力隊の定着率を上げるためにも、隊員向けの研修や担当職員への研修やアドバイス、受入地域

や団体向けの研修、隊員と担当職員の面談のオブザーバーなどのサポートを外部に依頼してはいかがでしょうか。奥出雲町や美郷町や川本町も外部アドバイザーをお願いしていると聞いています。

また、おためし地域おこし協力隊やPRにかかる経費などの地域おこし協力隊員の募集等に要する経費や、地域おこし協力隊インターンの実施に要する経費では、各種コーディネートを実施するNPO法人等に対する委託費も国の支援の対象になっています。外部の力も借りながら、協力隊員ファーストの体制となるように見直す必要があると思います。このことが、隊員の才能や能力を活かした地域おこしにつながるのです。

最後に、地域おこし協力隊の受入れに関する手引きに書かれている言葉を紹介します。「地域おこし協力隊員は、それぞれの人生における大きな決断をして移住し、慣れない生活の中、地域協力活動に従事することとなります。隊員を受け入れる地方自治体は、このような隊員を業務面のみならず生活面を含めてサポートする必要があります。」

私は、受入自治体だけでなく、受入地域や団体、同じ町で暮らす町民の皆さんにもご理解とご協力をいただきながら、地域おこし協力隊がもっと笑顔で暮らせる町になることを望みます。町長のお考えをお伺いします。

○議長（早樋 徹雄） 10 番、戸谷議員の質問に対する答弁を求めます。

○町長（塚原 隆昭） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 塚原町長。

○町長（塚原 隆昭） 番外。

続きまして議員からは、協力隊に関する国の既存の支援制度、そして新年度からの制度の紹介をいただきながら、協力隊がもっと笑顔で暮らせるようにと、様々なご提案をいただきました。議員からご指摘がありましたとおり、現時点で本町が実施していない国の制度もあります。この国の制度につきましては、スタート時から国のいろんな制度が拡充されてまいりました。先ほども説明がありました令和5年度から創設されます経費についてもございます。これらの制度につきましては、それぞれのメリットがあるとは思いますが、本町が実施した場合の効果や制度の必要性等を考慮して進めていく必要があると考えております。それで、これは財政的なことなんですが、議員がご紹介いただいた国の制度。いろいろもちろん導入することは可能なんですが、この財源が補助金や交付金でないため、特別交付税という形で措置されます。これはもちろん協力隊の経費はルール分として積算をされ、算入はされるんですが、特別交付税自体が総額というのがやはり頭打ちがありまして、必ずしもそこが増えたからといって総額が増えていく、そういったこともなかなか確保されるものではありませんので、今導入についても財源の面からは少し十分に検討して判断したいと思っております。

それで、本町では、平成22年度から協力隊がスタートして、初めて協力隊を受け入れて以来、42名の協力隊を受け入れてまいりました。これは1期生のことを少しお話ししますが、昨年お亡くなりになりましたが、谷次郎さんですね。本町の協力隊の第1期

生として谷さんは、ホテルマンでありましたから、「もりのす」ですね、ホテル「もりのす」の立ち上げへの支援であったり、地域活動のほか他の協力隊のサポート、これでもですね協力隊としてサポートをしていただいております。また、退任後も有限会社志都の里のほうへ就職されまして、そこでお仕事をされ志津見地区に定住という形でおられましたが、昨年お亡くなりになりました。谷さんをはじめ、任期の3年が終了した後も、本町に引き続き住んでいらっしゃる方がおられる一方で、様々な理由で転出される方もございます。

議員からいろいろ紹介のありました国の制度が拡充される中で、改めて本町における「地域おこし協力隊」の在り方について、これまでの取組等を検証し、今後の取組をしっかりと考えていく時期にあるかと考えております。議員から様々なご質問やご提案をいただきましたが、これを参考にさせていただき、アドバイザーの外部委託等も他の自治体も導入されております。そうしたことも参考にさせていただきながら、引き続き「地域おこし協力隊」の制度を有効に活用しながら、元気で活力ある地域づくりを目指してまいります。

○10 番（戸谷 ひとみ） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 10 番、戸谷議員の質問を許します。

○10 番（戸谷 ひとみ） 10 番。

地域おこし協力隊の皆さんがもっと笑顔で暮らせるよう、私も協力したいと思います。

次の質問に移ります。パブリックコメントとは「意見公募」のことであり、住民の生活に影響を与えるような条例や政策などを決めるときに、事前にその趣旨や内容案を公表して意見をいただき、寄せられた意見などを参考に最終的な意思決定を行うとともに、いただいた意見などに対する行政の考えもあわせて公表する一連の手続きのことをいいます。住民の皆さんの声が政策形成過程から反映する機会を確保し、内容をより良いものにする、目的や背景、考え方などを事前に公表することで情報の提供と説明責任を果たし、行政運営の透明性の向上を図る目的のために実施要綱をつくっている自治体が多いのではないのでしょうか。重要な政策については、審議会や検討委員会などで議論することが多いですが、委員の意見等が中心となります。パブリックコメントにより、情報収集源の拡大や多様性が図られ、住民からも幅広い意見をもらえることが期待できます。

飯南町でもパブリックコメントや意見募集をすることがありますが、どんなやり方をされていますか。今は実施要綱がないので各担当課や案件ごとにやり方が異なると思いますので概要を教えてください。また、各担当課の判断によらず、必ず決定前の案を公表し、住民が意見提出する機会を確保することを共通のルールとして制度化する必要があると考えます。パブリックコメントに関する実施要綱をつくる意思があるかどうかお伺いします。

○議長（早樋 徹雄） 10 番、戸谷議員の質問に対する答弁を求めます。

○町長（塚原 隆昭） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 塚原町長。

○町長（塚原 隆昭） 番外。

続いてパブリックコメントなどの広聴についてご質問をいただきました。

まず、本町のパブリックコメントや意見募集の方法ですが、パブリックコメントの定義については、議員から紹介があったところです。概要につきまして、本町におきましても、総合振興計画策定時など重要な計画を策定する際には、住民の皆さんの様々なご意見を集約するために、パブリックコメントを実施しております。現在も年度末でいろいろな計画策定等も行っておりますが、パブリックコメント中のものもございます。議員の言われるとおり、本町では要綱等は策定していませんので、期間や公表方法がまちまちになっているのが実態であります。そこで、議員からは、「機会を確保することを共通ルールとして制度化する必要がある、実施要綱をつくる意思があるかどうか」ということの質問であります。

パブリックコメントの実施につきましては、当然一定のルールは必要かと思いますが、現段階においては、これまでどおり柔軟に対応していくこととし、要綱等の制度化については、導入自治体の例も参考にしまして研究してまいりたいと思います。今、申し上げたとおりルール化も必要かとは思いますが、本町は小さい町であります。対話をとおして住民の皆さんに直接意見を聞く場面があったり、自治区長連絡会などで意見交換できる場もあります。パブリックコメントは住民の皆さんのご意見をいただくひとつの手法であると考えております。

○10 番（戸谷 ひとみ） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 10 番、戸谷議員の質問を許します。

○10 番（戸谷 ひとみ） 10 番。

研究するという答弁をいただきましたので、他の自治体の実施要綱を比べる中で、住民ファーストだと感じた方法をご紹介します。参考にしたのは、岐阜県大垣市、北海道中札内村（なかさつないむら）、静岡県浜松市です。どの自治体も丁寧に説明されていますし、要綱だけでなく、なぜそうしたかという考え方も説明され、Q & A がある自治体もあります。

意見をもらうためには、周知期間、意見提出の準備期間を考慮して 30 日程度を設定しているのが一般的です。また、意見を募集する案件名は、事前に広報誌などでお知らせし、公表案についてはホームページのほか、担当課、役場、公民館、図書館などで閲覧・配布しています。募集中の意見や意見募集が終了したもの、意見募集を終了し行政の考え方を公表しているものについても確認できるように、ホームページ等への掲載がされているところもあり、大変良い取組だと思いました。

住民の中には、意見を提出する際に氏名などを記載する必要があるため、提出をためらう人もいらっしゃると思いますが、氏名を記載する理由を説明しご理解いただくと良いと思い

ます。参考にした自治体では、「住民と行政がともに協働のまちづくりに取り組んでいく意味から、責任ある立場で意見を提出していただくため」とか、「意見の内容の確認を行う場合もあることから、氏名などの明記が必要になります」などと書かれています。「意見を公表する際は、意見提出者の氏名やその他の個人情報公表されません」ということを説明する必要もあります。

ただし、飯南町では、まだまだ意見をあげることに慣れていない人も多いため、「提出された意見に対して、氏名等の表記があるものについては必ず行政の考えを表明するものとするが、匿名のものには原則として行政の考えを表明しないが、意見内容の考慮は必ず行い、反映が可能なものは公表する。」というような柔軟な対応も必要だと思います。大垣市では、このような対応をされています。パブリックコメントの目的を大切にしたい対応を飯南町でも行ってはいかがでしょうか。これらの事例を聞いて町長はどう思われましたか。

○議長（早樋 徹雄） 10 番、戸谷議員の質問に対する答弁を求めます。

○町長（塚原 隆昭） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 塚原町長。

○町長（塚原 隆昭） 番外。

議員のほうから、全国の先進的な事例を多々、ご紹介いただきました。私も今、これを聞かせていただきまして、事前周知方法、そして氏名の公表のルールなど、これは要項策定ということで、先ほども「研究してまいる。」と申しましたが、参考にさせていただきます。

町といたしまして、この協働の町づくりについて、住民が政策形成に参加できる環境整備が必要だと思っております。今回のこの事例については、先ほども申しました参考にさせていただきたいと思っております。以上です。

○10 番（戸谷 ひとみ） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 10 番、戸谷議員の質問を許します。

○10 番（戸谷 ひとみ） 10 番。

パブリックコメントと同等の手続きとして、広い範囲で行う住民アンケート、公聴会、ワークショップなどを行っている自治体もあります。パブリックコメントは、行政に対する住民の意見・要望などを聴く活動である「広聴」の一つの手段です。現在飯南町では、どんな広聴が行われているのかを教えてください。また、住民の声を聴く前に、町が何を考えているのか、今開かれている検討委員会等が何を目的に立ち上がっているのかというような情報を一覧にし、誰でも簡単に確認できるようにする必要もあると考えます。このような情報の公開と広聴をセットで考えて、住民参加型のまちづくりへと舵を切らなければいけないと思っております。町長のお考えをお伺いします。

○議長（早樋 徹雄） 10 番、戸谷議員の質問に対する答弁を求めます。

○町長（塚原 隆昭） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 塚原町長。

○町長（塚原 隆昭） 番外。

続いて、本町における公聴についてのご質問であります。総合振興計画、この基本施策には、先ほども少し申しましたが、協働のまちづくりの推進として「政策形成過程においては、住民への情報提供と住民意見を取り入れ、公聴機会の充実と分かりやすい情報提供に取り組む」ことを挙げております。本町では、より多くの住民の皆さんとの対話における情報共有のため「町政座談会」、そして「笑顔あふれるまちづくり懇話会」、「出前講座」、「ホームページのメール」ですね、そうしたことなどの広聴活動を行なっております。それで、少し今、申し上げました4つのことにつきまして、コロナ禍で開催できなかったものもありますので、少し内容を触れさせていただきます。

「町政座談会」については、これは今年度も開催しておりますが、町内5つの公民館単位に出向きまして、主要事業や予算などを説明し、地域の皆さんとの意見交換や、町政に対するご意見をいただいております。「町政座談会」も若者であったり、女性とかそうした方の参画を工夫しようということで、i（あい）座談会という形で実施したこともございます。今年度の「町政座談会」、来島地区でありましたが、多くの高校生の参加もございました。その際に町政への質問であったり要望など活発な意見もあって、大変うれしく感じたところであります。

また、「笑顔あふれるまちづくり懇話会」です。これが今、開催できておりませんが、若者や女性、高齢者団体、そして自治組織など地域コミュニティからのご要望があった際に、私であったり関係職員が直接、地域の集会所にお訪ねし、町の取り組みについて直接皆さんとひざを交えながら、意見交換をさせていただくこととしております。

それから「出前講座」です。これは町内の中学校や飯南高校で、町の課題やまちづくり、そして産業振興、定住施策などについて職員が説明し、直接、学生の皆さんから生の声もいただいているところです。議員からは、例えば開催中の検討会が何の目的で設定されているのかを、まとめて情報発信という提案もいただきました。なかなか一覧というのが、簡単なようで難しい作業でありまして、ホームページへのそうした掲載につきましては、これも今後研究してまいりたいと思います。それで、町民の皆さんからのご意見をいただく公聴はもちろんのこと、町民の皆さんにわかりやすい広報、そして情報発信を心がけ、協働によるまちづくりをめざしてまいりたいと考えております。以上です。

○10番（戸谷 ひとみ） 質問を終わります。

○議長（早樋 徹雄） 10番、戸谷ひとみ議員の質問は終わりました。

.....

○議長（早樋 徹雄） ここで休憩をいたします。換気をお願いいたします。

本会議の再開は議場の時計で 11 時 30 分といたします。

午前 11 時 17 分休憩

午前 11 時 28 分再開

○議長（早樋 徹雄） 本会議を再開いたします。

○議長（早樋 徹雄） 一般質問を続けます。

6 番、安部誠也議員。

○6 番（安部 誠也） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 6 番、安部誠也議員。

○6 番（安部 誠也） 6 番。

安部誠也でございます。

まず最初に、先月、美郷町で開催されました全国地方議会のあり方の第一人者である大正大学の江藤俊明教授の講演の中で、議会のあり方として、地方自治の根幹は議会であり、議会は議員のものでなく、住民と議会をどうつくるのか。総合振興計画を豊かにする議会にしなければいけないと数々学びましたので、議会議員としてしっかりと研鑽してまいります。

では、通告しています 3 点について質問いたします。共にかつて質問した内容ですが、2 つは時が 10 年前後にさかのぼっているものもありますので、町のお考えをお伺いいたします。

まずは空き家対策について伺います。前回質問したのが平成 25 年ですから、その間に条例が何本か制定されております。飯南町空き家等管理適正に関する条例や、空き家対策会議も設置されていますので、真剣に取り組まれているのだと思います。全国的には空き家を活用して観光まちづくりに成功した事例もあります。我が国の長年の課題であり、問題化していると思います。

総合振興計画にも、空き家有効活用に取り組み、生活の場を確保しますとされております。

そこで、先日、雑誌で「田舎暮らしの本」3 月号に日本全国 100 万円以下の家として、わが町の空き家が紹介されておりました。100 万円で売り出されており、間取りが 16DK、旧医院で土地は 170 坪 565 m²。延床面積は 134 坪 446 m²でした。部屋数が多く、シェアハウスなどにオススメとされておりました。問い合わせ先としてまちづくり推進課とあり、資産価値がほとんどなく、大変ショックを受けました。地価が下がっているか

ら仕方がないのかと思います、売れたとしても 100 万円で、売れなければ莫大な解体費が掛かりこのまま放置したくなると思います。

このような町内の空き家は何軒あるのでしょうか。お伺いします。

前回質問したときは平成 18 年度調査で 2,479 件の対象のうち 197 件あると答弁をいただきました。基本的に町の答弁は、個人の資産にかかわる事項であり、安全なまちづくりの上から補助制度を含め検討中との答弁でした。近隣の市町では空き家をなくすために解体費の補助があります。例えば出雲市では 50 万円だったものが 4 月から 100 万円に増額されます。わが町には解体業者がいないのか、他の市町よりも莫大な金額が掛かったと聞いております。

空き家を解消をして更地にした時の固定資産税の減額も考えるべきだと考えます。先進の自治体の例ですが、青森市では住宅密集地に冬期間、地域住民の雪寄せ場として土地を無償で貸し付けた場合、その土地の固定資産税を一部減免する「市民雪寄せ事業」を行っています。わが町も連携・協力をお願いすべきではないでしょうか。

また、所有者不明土地を滞りなく利用したりするため、令和 3 年 4 月に「民法等の一部を改正する法律」及び「相続等により取得した土地所有権の国庫への帰属に関する法律」が成立・公布されました。

所有者不明土地の発生を予防したり、すでに発生している所有者不明土地を滞りなく利用したりするために、不動産に関するルールの見直しと制度が創設されたわけです。

そこで、町内に所有者不明土地はあるのか伺います。所有者不明土地の解消に向けて、不動産に関するルールが大きく変わることを踏まえ、空き家・空き地の解消と適切な管理において、活用への対応はどうかお伺いします。

また、町は町内産の木材をふんだんに活用する定住住宅八神里山住宅のように、町営住宅の新築や住宅支援制度を創設されていますが、新築はいくらでも予算があればよいですが、ある程度は評価しますが、今実行されてはおりますが、積極的に、使える空き家を購入し、借り受けて活用するようリノベーション工事をした方が SDGs の精神に沿うし、町が行う「ゼロカーボンシティ宣言」にも繋がるのではないかと思います。

その中で民家のみならず、私の近所でも老朽化した町営住宅の空き家が目立っております。タヌキや野良猫の住まいになっています。今定例会に 1 つ解体費が計上されておりますが、募集しない住宅は早急に解体すべきではないでしょうか。以上お伺いいたします。

○議長（早樋 徹雄） 6 番、安部誠也議員の質問に対する答弁を求めます。

○町長（塚原 隆昭） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 塚原町長。

○町長（塚原 隆昭） 番外。

安部誠也議員より、はじめに空き家対策についてのご質問をいただきました。多岐にわたっておりますので一つずつお答えさせていただきます。

まずは、この空き家対策ですが、全国的にも、都市部、中山間地域を問わず喫緊の課題となっております。国においても、空き家対策と所有者不明土地等の対策の一体的・総合的な推進、これに取り組まれているところでございます。

本町においても同様でございます。平成 29 年に、飯南町空き家等対策計画を立て、その対策に取り組んでいるところで、3 年前の令和 2 年に空き家の全町調査を行っております。議員からの 10 年前の数についても先ほど述べていただきましたが、この令和 2 年に行った結果について、空き家件数は 278 件でありました。

その空き家対策としてのひとつでもあります、この除却助成制度、これを設け、周辺に危険を伴う「特定空き家」の除去、これは 3 件の実績がございます。このことによりまして、本町に危険度が高い空き家は 0 件となりました。

先ほど申し上げました、この空き家 278 件でございますが、中には空き家バンクへ登録された家もございます。先ほど紹介された家もそうでございます。現在まで、空き家バンク登録延べ件数 165 件、その内 126 件が売買や賃貸で契約されております。その 126 件の内訳は、売買が 31 件、賃貸が 95 件であります。契約されておまして、空き家解消対策の成果として上がっております。

そして、議員から、更地にした場合の宅地における固定資産税の軽減についての事例をひとつ紹介いただきました。この空き地の活用事例、飯南町の場合ではですね、連坦地におきましては、流雪溝を整備しております。したがいまして、例でおっしゃいましたが、今「雪寄せ場」については、特に必要ないかと思っております。

それで、次の町内における所有者不明の土地があるかということでございます。土地については、町内すべての土地を法務局の登記簿上と突合しておりますので、不明者はいませんが、長期、これは 30 年以上にわたり、相続登記がなされないままの土地は、宅地では存在しませんが、墓地とか、山の中にある墓地など特定した地目で存在しております。

総じて、長年の空き家に関しては、適切な維持管理がされずに放置されている場合もありまして、危険家屋となれば、防災や公衆衛生上、また景観等で、地域住民の生活に深刻な影響を及ぼしかねませんので、現状以上に不全空き家が増えないよう、助成制度も活用していただくなどして、適正に対応してまいります。

次に空き家を活用したリノベーションについて、ご質問いただきました。空き家の活用につきましては、積極的に活用できるよう、購入・改修・片付けなどの助成制度を設けております。空き家の積極的な活用が、これらの取り組み「ゼロカーボンシティ宣言」に繋がるのではないかとということでございました。まさにそのとおりだと私も感じております。

今、町産材の木材を活用した住宅の新築、そして、又は増改築への支援も、本年度から制度化しております。空き家への活用はまだ実績としてはございませんが、この古民家をリノベーションする取り組みは、まさに SDGs の精神に沿うものであると思っております。

ます。

私としましては、町長に就任して以来、是非とも本町の資源であります森林を活用した事業を推進し、将来的には循環型社会への取り組みに繋がりたいという思いもありました。

本定例会の所信表明でも報告いたしましたが、今日 3 日、ゼロカーボンシティ「飯南町脱炭素のまち宣言」を行い、町全体として二酸化炭素の排出量を 2050 年までに実質ゼロにする取り組みを進めることを宣言しております。今後、具体的な取り組みを推進してまいります。

最後に、老朽化した、そして募集をしていない町営住宅について、早急に解体すべきではないかというご提案でございます。

現在、該当する住宅としましては、昭和 32 年建築の上市第 3 団地がございまして、老朽化も著しいことから、新年度において、入居者の承諾を得、解体撤去を行い、廃止することとしております。

その他の町営住宅におきましては、現在、空き室はなくと言いますか、限りなく少ないんですが、おおむね築後 30 年以上経過する古い住宅におきましては、長寿命化計画を定めております。例えば、昭和 58 年建築の頓原古城団地をはじめ、計画的にそうした修繕、改修を行っているところでございます。

○6 番（安部 誠也） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 6 番、安部議員。

○6 番（安部 誠也） 6 番。

答弁いただきましたが、学校の下の方にも空き家も、使っていない空き家もありますし、大雪の時は、雪捨てが川まで行かないんで、うちの近所でも雪山ができていますが、そのへんも雪寄せ場と考えておりますので、また、建設課や業者の方に伺ってください。

次に、外資の土地買収で水資源を狙っていないのか、何らかの規制を設けるべきだと考え、お伺いします。この件はかつて平成 23 年 12 月にも質問しました。それからずいぶん時が経ちましたが。

ここ最近のことです。沖縄の無人島・屋那覇島で外資が購入したと報道されました。中国人女性が「買った」沖縄の無人島、中国のネットユーザは「中国のもの」と、皆さんも記憶に新しい出来事だと思います。

中国人の女性企業家の〇〇さん（〇〇歳）が沖縄の無人島を買い、沖縄本島・那覇北部の無人島、屋那覇島（やなはじま）の件であります。その島に上陸した〇〇さんの動画が、1 月 30～31 日に TikTok にアップされました。中国では、「国家に譲渡して軍事基地にすればいい」、「五星紅旗（中国の国旗）を立てよう」、「中国人が買った島なら中国のものだな」、といった物騒な「愛国コメント」も多くついていました。

さらには、わが国でもこのニュースはテレビのワイドショーでも報道されたほかネット上で話題となり、国家安全上問題があるのではないか、中国人に無人島が乗っ取られる

のではないかと、という懸念で一部から注目を集めるニュースとなりました。

これを受けて2月13日、松野官房長官は、この話題になった屋那覇島について、2021年6月に成立された「重要土地利用規制法」の対象外だとの認識を示しました。重要土地利用規制法は、自衛隊の基地や原子力発電所といった重要インフラ施設から1キロの範囲や、国境に近い離島などを「注視区域」に指定し、国が土地などの所有者の氏名や国籍などを調査できるとする法律です。

特に基地周辺や国境に近い無人島などの「特別注視区域」で一定の面積の土地を売買する場合は、事前の届け出が必要で、その区域で電波妨害など問題行為が確認されれば、国が土地や建物の利用中止を命じることができるものです。

外資の力は無人島や離島だけでなく、山林にも広がっていると聞きます。北海道のニセコ町では2011年、平成23年に「水道水源保護条例」と「地下水保全条例」が施行され、届け出や許可のない水源地の開発や地下水の揚水を規制しており、水資源の無秩序な採取を防いでいます。

翌年の2012年には北海道で水資源の保全に関する条例が可決されて、全道で外資による水源地（山林）の買収に規制をかけ、他の多くの自治体でも同様の規制をかけて、水源地の山林を守っているのが現状であります。

外資である中国の経済成長は驚異であります。わが町の山林、湧き出る水は平成の名水百選。2008年6月に環境省が選定した全国各地の「名水」とされる100か所の湧水・河川・地下水にはずれてしまいました。県の選出された候補地として選ばれてはいたので、名水には違いないと思います。

先ほど述べました自衛隊基地や原子力発電所など、安全保障上重要な施設周辺による土地買収の規制を強化する法案はありますが、山林が大部分のわが町は登記簿だけの判断で果たして水資源は大丈夫なのでしょうか。

その中で、国内では跡継ぎのいない林業従事者などが山林を手放すケースが増えてきています。一方では世界的なカネ余りで山林が投資先として魅力が高まり、企業や投資家の購入が目立ってきているところです。

住宅投資が増え続けている中国資本など、コロナ禍でも投資意欲が高まる気配があります。また住民生活に影響を与える飲料水や農業用水の水利権を獲得する狙いがあるとも言われています。

残念ながら平和ボケのわが国には規制がありません。北海道をはじめ15道県には外国資本が、水資源に絡む土地を取得した後に乱開発されていることを受けて、日本の地方公共団体として水資源の確保のために、事業者が水資源に絡む土地取引について、事前届け出や自治体との協議を義務付けることなどを規定している条例がありますが、残念ながら島根県には水源地域保全条例などの規制が全くありません。

先程質問した空き家以上に、荒廃が進む山林は国土を守る、町を守るという姿勢で神戸川の上流の町として「小さな田舎からの『生命地域』宣言」が基本理念でありますか

ら、県がやらないなら先だって法規制をすべきですが、お伺いいたします。

○議長（早樋 徹雄） 質問に対する答弁を求めます。

○町長（塚原 隆昭） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 塚原町長。

○町長（塚原 隆昭） 番外。

安部議員の方から、この水源地域保全の条例制定、これは外資の土地買収でその水資源を狙っていないかということで、そうした条例制定についてどうなのかというご質問であります。

この条例ですが、調べたところ、20 の県におきまして、20 の道府県でございます。水源地域保全条例が制定されているようです。先ほど議員からもございました、この制定の背景につきましては、北海道などで外国資本が森林等の土地を取得している問題が契機となりまして、水資源の土地取引の届出を義務付ける条例が、平成 24 年から 27 年にかけて、北海道をはじめ全国の 3 分の 1 の道府県で制定され、また、最近では、平成 30 年 3 月に京都府、そして一番直近では令和 4 年 3 月に栃木県、静岡県で制定されて先ほど申した数が制定されております。

それで、先ほど無人島の例も、直近でのごございました。外国資本による山林や無人島などの買収につきましては、私もテレビを見ますが、そうした報道されておまして、注視しているところではありますが、この件につきましては、本町だけの問題ではなく、島根県全体として取り組むべき課題と認識しております。

この本町の総合振興計画には、「源流のまちとして飯南町の果たすべき役割は大きく、豊かな自然を「守り」そして「生かす」取り組みを推進します。」とあります。

「生命地域」をまちの基本理念とする本町が率先して行う考えもあるかなとも思ったところですが、先ほども申し上げました、まずは県での条例制定をお願いしたいと思えます。

改めて、今回の質問をいただきまして、豊かな自然環境、それを次世代に引き継ぐ責任について感じさせられたところでございます。

○6 番（安部 誠也） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 6 番、安部議員。

○6 番（安部 誠也） 6 番。

答弁いただきありがとうございます。提案しましたので、島根県は竹島を含む離島も含んでおりますので、県に働きかけていただきたいと思います。

最後に広島広域都市圏加入についてお伺いいたします。

広島市を中心とした各市町と連携することで、新たなヒト・モノ・カネの流れができる可能性がある連携中枢都市圏「広島広域都市圏」の加入を提案して 1 年が経ちます。

隣の美郷町や邑南町は今年度から加入されております。両町に差をつけられないようこの 1 年憂っていましたので多くは語りませんが、昨年 9 月の全員協議会で参画検討を説

明されていまして。

わが町は、県境でもあり広島県域との関わりが深く切り離せないものであります。高校卒業後の就学、就職先は、広島市を中心とした広島県域が多いので望む声がありますが、来年度予算の新規事業 41 事業 4 億円と言われていますが、入っていればよいのですが。その後の経過についてお伺いいたします。

○議長（早樋 徹雄） 質問に対する答弁を求めます。

○町長（塚原 隆昭） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 塚原町長。

○町長（塚原 隆昭） 番外。

続いて、広島広域都市圏への参画の検討状況、その後の状況どうかということで質問いただきました。

議員がおっしゃるとおり、この件につきましては、昨年 3 月の定例会で一般質問いただきまして、1 年が経過しております。この間ですが、昨年 9 月の全員協議会におきまして、議員の皆様には参画に向けた検討を進めている旨の説明をしたところでございます。

この件につきましては、本定例会の会期中に、全員協議会において報告する予定でありましたが、今回再度の一般質問をいただきましたので、本日までの経過について述べさせていただきます。

昨年 9 月以降、構成市町のうち本町と規模の近い自治体を中心に、広域都市圏における取り組みについて、聞き取り調査を行っております。

お聞きした自治体からは、「観光や産業の振興、情報発信、子育て支援など、連携することによるメリットが大きい」との意見をいただいております、逆にデメリットにつきましては、「特にない」という印象をもたれておりました。

私としましては、今あります雲南圏域や斐伊川サミット、三瓶広域ツーリズムなど、本町は既に様々な圏域での連携に参画しておきまして、もちろんこれらも重要であることは認識しております。

しかしながら、本町の生活圏域である三次市、そして本町からの産業振興や人の流れ、先ほど議員からは就職という言葉が使われましたが、そうした流れがあります広島市を中心とした周辺市町と連携を深めていくことは、町政推進のプラスになるのではないかと考えております。

今回、この広域都市圏に関する様々なご意見を聞かせていただきましたが、連携について全ての分野で連携を進める必要はなくてですね、必要な分野を選択して連携を図ることも可能でありますから、職員の負担感も少なく、観光振興や関係人口の構築など、町民の皆様にとってもメリットのある連携が図られることを期待しており、参画に向けた取り組みを進めてまいりたいと考えております。

これは新たな情報ですが、県内におきまして、川本町さんがこの圏域への参画につい

て検討を開始されているとお聞きしておりますので、共同して進めてまいりたいと考えております。

それで、ちょっと長くなって申し訳ないですが、この広域都市圏への参画、最終的には議会での議決が必要であります。昨年9月の全員協議会におきましては、議員の皆様からは「慎重に検討するべき旨のご意見」をいただいております。

冒頭にも申し上げましたが、本定例会の会期中の全員協議会におきまして、改めて議員の皆様へ報告したいと考えております。今回、私が答弁いたしました考え、ご理解いただきまして、参画に向けたご意見、ご提案もいただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

それで、広島市ですが、今回の統一選挙で市長選を控えられております。本格的な活動については、選挙後になるのではないかと想定しております。

そのことから、この令和5年度初めから、そうした事務的な準備を進めた場合、参画が承認されるのは、令和6年度になるのではないかと考えております。最短でもそうした1年の期間は必要であるということでございます。経過につきましては以上でございます。

○6番（安部 誠也） 終わります。

○議長（早樋 徹雄） 6番、安部誠也員の質問は終わりました。

以上で一般質問をすべて終わります。

.....

○議長（早樋 徹雄） お諮りいたします。

以上で本日の日程を終了し、これにて散会したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早樋 徹雄） 異議なしと認めます。したがって、本日はこれで散会いたします。

なお、11日及び12日は休会、13日から17日は各常任委員会、18日、19日は休会、20日は各常任委員会、及び午後1時から予算特別委員会、21日は休会とし、22日は午前9時から本会議を再開をいたします。

ご苦労様でございました。

午後0時00分散会
